

安芸高田市人権尊重のまちづくり基本指針

安芸高田市

2025（令和 7）年 6 月 改訂

目 次

【安芸高田市人権尊重のまちづくり条例】	1
【安芸高田市人権尊重のまちづくり基本指針】	
第1章 はじめに	4
第2章 基本指針の策定趣旨	4
1 基本指針の位置づけ	4
2 人権尊重の潮流	5
(1) 国際的な取り組み	5
(2) 国内の取り組み	5
(3) 本市の取り組み	6
第3章 基本指針の基本的な考え方	7
1 基本理念	7
2 基本的な展開	8
第4章 具体的に取り組むべき主要課題	9
(1) 女性の人権	9
(2) 子どもの人権	10
(3) 高齢者の人権	11
(4) 障害者の人権	12
(5) 同和問題	13
(6) アイヌの人々の人権	14
(7) 外国人の人権	15
(8) 感染症患者等の人権	16
(9) ハンセン病患者等の人権	16
(10) 刑を終えて出所した人の人権	17
(11) 犯罪被害者等の人権	17
(12) インターネットによる人権侵害	18
(13) 北朝鮮当局による拉致問題等	18
(14) ホームレスの人権	19
(15) 性的マイノリティの人権	19
(16) 人身取引	19
(17) 震災等の災害に起因する人権問題	20
(18) その他の人権問題	20

第5章 基本指針の推進	20
1 総合的かつ効果的な推進体制	20
2 人権尊重のまちづくり事業の充実	21
3 職員等の人権意識の向上	21
【用語解説】	22
【資料】	
日本国憲法（抄）	25
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	29

安芸高田市人権尊重のまちづくり条例

平成 18 年 4 月 1 日施行
(条例第 14 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、全ての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法はもとより、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成 12 年法律第 147 号)、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(平成 28 年法律第 68 号)、部落差別の解消の推進に関する法律(平成 28 年法律第 109 号)その他差別の解消を目的とした関係法令等に則り、あらゆる人権問題の解決を図るため、市、市民及び事業者の果たすべき責務を明らかにするとともに、人権に関する施策を総合的に推進し、もって全ての人の人権が尊重され、かつ、多様性を認め合える市の基本理念「人 輝く・安芸高田」の実現をめざすことを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) あらゆる人権問題 安芸高田市人権尊重のまちづくり基本指針第 4 章に定める人権問題をいう。
- (2) モニタリング インターネット上における悪質な差別的情報の発信及び当該情報を拡散させる行為(以下「差別的情報発信等」という。)を監視することをいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、第 1 条の目的を達成するため、人権尊重のまちづくりに関する施策を積極的に推進するとともに、市政の全ての分野で市民の人権に配慮し、人権尊重の社会的環境づくりと人権意識の醸成及び高揚に取り組むものとする。

(市民の責務)

第 4 条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、自らが人権尊重のまちづくりの担い手であることを認識し、人権意識の向上に努めるとともに、市が実施する人権尊重のまちづくりに関する施策に協働して取り組むものとする。

(事業者の責務)

第 5 条 市内で事業を営む事業者は、事業活動を行うに当たっては、人権意識の向上に努めるとともに、市が実施する人権尊重のまちづくりに関する施策に協働して取り組むものとする。

(施策の推進)

第 6 条 市は、あらゆる人権問題の解決のために、市民の人権意識の高揚、人権教育及び人権啓発に関する事業をはじめ、市政の全ての分野において総合的かつ効果的な施策を推進するものとする。

(調査の実施)

第 7 条 市は、あらゆる人権問題の解決のため、必要に応じ実態調査等を行い、その結果を市の施策に反映させるものとする。

(モニタリング)

第 8 条 市は、あらゆる人権問題の解決のため、モニタリングを行うものとする。

2 市は、モニタリングにおいて、市に関係する差別的情報発信等を確認したときは、必要な方法により削除要請を行い、当該差別的情報が削除されるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第 9 条 市は、国及び県との適切な連携のもと、あらゆる人権問題に関する相談に的確に応ずるための相談体制の充実を図るものとする。

(推進体制の充実)

第 10 条 市は、あらゆる人権問題の解決のための施策を効果的に推進するため、国、県、人権擁護関係機関及び民間団体との連携を図るとともに、推進体制の充実に努めるものとする。

(審議会)

第 11 条 市長は、この条例の目的達成のための重要事項を調査審議するため、安芸高田市人権対策審議会を設置する。

(委任)

第 12 条 この条例に定めるもののほか、条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 13 日条例第 10 号)

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

安芸高田市人権尊重のまちづくり基本指針

平成 18 年 4 月策定

令和 7 年 6 月改訂

第 1 章 はじめに

日本国憲法が保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であり、何人も侵すことのできない永久の権利として、等しくすべての国民に与えられたものであるとされ、わが国においては、このような基本的認識にたって、人権を確立するための諸施策が推進されてきました。

さらに、今日、21 世紀を真の「人権の世紀」にするためにも、人類の基本的ルールとして、人権を普遍的な文化にしていくことが、日本社会だけでなく国際社会でも求められています。

私たちの日常生活の中で最優先される基本のルールとして人権尊重の考え方を多くの人が理解し、日常生活の判断基準に取り入れられるための取り組みが求められており、国においては、平成 12（2000）年 12 月に、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、この法律において、人権教育及び人権啓発を推進することについて、国・地方公共団体及び国民の責務が明らかにされています。

これらのことを通して、すべての人々の人権が尊重される真に平和で豊かな社会を実現しようとするものです。

本市においては、このような認識に立ち、様々な人権が共存する人権尊重社会の実現を目指して「安芸高田市人権尊重のまちづくり基本指針」を策定し、人権の擁護と人権意識の高揚に向けて、多岐にわたる取り組みを進めてきました。

しかし、依然として人権侵害事案が発生するし、人権尊重に関する意識改革は十分でなく、引き続き取り組む必要があります。

また、性的指向や性自認に対する社会の関心の高まりといった状況変化や、新型コロナウイルス感染症拡大に伴って顕在化した医療従事者等に対する誤解や偏見・差別、インターネットを通じた個人の名誉やプライバシーの侵害などの新たな課題についても、対応していくことが必要となっています。

それぞれの人権課題や時代に即した人権施策をより効果的・効率的に実施していくために、「安芸高田市人権尊重のまちづくり基本指針」を改訂します。

第 2 章 基本指針の策定趣旨

1 基本指針の位置づけ

この指針は、安芸高田市の将来像「百万一心、未来へつなぐ安芸高田市」の実現を目指し、すべての人々の人権が尊重される社会の構築に向けて人権施策を総合的か

つ効果的に推進するための基本となるものであり、人権尊重のまちづくりの取り組みの柱となるものです。

2 人権尊重の潮流

(1) 国際的な取り組み

人類に大惨禍をもたらした第2次世界大戦の反省に基づいて、昭和23（1948）年国際連合（以下「国連」という。）において採択された世界人権宣言には、「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、お互いに同胞の精神をもって行動しなければならない」と明記されており、初めて世界のすべての人々の人権を守ることをうたっています。

その後、国連では、この基本的精神を具体化するために、様々な人権条約がつくられ、また、世界の人々にその精神を広めるために、昭和50（1975）年「国際女性年」、昭和54（1979）年「国際児童年」、昭和56（1981）年「国際障害者年」、「世界の先住民の国際年」、等に取り組む中で、「人権の尊重」について国家を超えた人類普遍の最重要課題として、様々な努力が積み重ねられてきました。

しかし、こうした国連や国際社会の努力にもかかわらず、いまだに地球上には、民族紛争による戦渦、テロ行為や飢餓、人種差別や女性差別による人権侵害など、解決していかなければならない問題が数多く存在しています。

平成7（1995）年から平成16（2004）年までを「人権教育のための国連10年」と決めました。その取り組みをさらに推進するために、平成17（2005）年には「人権教育のための世界計画」が開始され、令和元（2019）年9月には、青少年のための人権教育を観点に「人権教育のための世界計画（第4フェーズ）」（令和2（2020）年から令和6（2024）年）が採択されました。

平成27（2015）年の国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）では、地球上の誰一人として取り残さない社会の実現を誓い、国際社会全体の目標として、経済や社会・環境の諸問題を統合的に解決することが示されました。

人権に関わりが深い「ジェンダー平等を実現しよう」、「人や国の不平等をなくそう」、「平和と公正をすべての人に」などをはじめとした、持続可能な世界を実現するための17のゴール（目標）と169のターゲットから構成され、すべての人々の人権を実現することを目指しています。

(2) 国内の取り組み

国内にあっても、人権侵害の解消は大きな課題となっており、国では、あらゆる人権問題の解消を目指して新たな取り組みが進められています。

法的な取り組みとしては、人権意識の社会的な高まりや総務庁の附属機関である地域改善対策協議会の提言を受け、平成 8（1996）年 12 月に「人権擁護施策推進法」が制定され、①人権教育及び啓発の推進 ②人権侵害被害者の救済に関する施策の推進の二点を国の責務として定められました。

そして、同法に基づき人権擁護推進審議会が設置され、平成 11（1999）年には、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項」が答申されました。

また、平成 12（2000）年には、国や地方公共団体等の人権教育及び人権啓発の推進に関する責務を定めた「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、平成 14（2002）年には、同法に基づき「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

さらに、国における人権擁護推進審議会からは、平成 13（2001）年に「人権救済制度のあり方」及び「人権擁護委員制度の改革」についての答申が出されています。これらの答申を踏まえ、平成 14（2002）年には、「人権擁護法案」が国会に提出されるなど法整備に向けて取り組みが進められています。

そして、女性や子ども、高齢者など社会的に弱い立場に置かれている人の人権擁護をはじめとする様々な法整備や施策が進められてきました。平成 28（2016）年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」など、差別解消に向けた法律が整備されました。

広島県においては、平成 14（2002）年 5 月に「広島県人権教育・啓発指針」が示され、これに基づき同年 11 月に「広島県人権啓発推進プラン」が策定されました。この間、令和 3（2021）年 3 月に「広島県人権啓発推進プラン（第 5 次）」が策定され、人権啓発・人権教育に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための具体的な取り組みの方向性が示されています。

（３）本市の取り組み

これまで、日本国憲法に定められた基本的人権尊重の精神のもと、人権に関する施策を推進し、「人権尊重のまちづくり」を進めてきました。中でも昭和 40（1965）年に「同和問題の解決は、国の責務であり、国民的課題である」とされた国の同和对策審議会答申以降、「同和对策特別措置法」に基づき、同和問題の解決に向けて諸施策の総合的な推進に努めてきました。

また、長期総合計画をはじめ、「旧町老人保健福祉計画」「介護保険事業計画」及び「障害者福祉計画」などを策定し、明るく住みよいまちづくりのための諸施策に取り組んできました。

しかしながら今日においても、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」や「広島県人権啓発推進プラン」に示されているように、安芸高田市でも女性、子ども、高齢者、同和問題などをめぐる様々な人権問題は、人権擁護を推進していく上での重要課題となっています。

本市においては、21世紀を「人権の世紀」として確かなものとするため、行政の取り組みはもとより、行政と市民、企業、NPO（※）、民間団体などとのネットワークを構築し、あらゆる人権問題の解決に向けて、「安芸高田市人権尊重のまちづくり基本指針」を策定しました。その後の新たな人権問題として、北朝鮮当局によって拉致された被害者等・ホームレス・性的マイノリティに対する偏見や差別などを加え、同指針を改訂して人権を取り巻く社会情勢の変化に対応していきます。

第3章 基本指針の基本的な考え方

1 基本理念

「人権」とは、すべての人間が人間の尊厳に基づいてもっている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠くことのできない権利です。

21世紀は「人権の世紀」といわれるように、人権尊重の意識の高まりは世界的な潮流となっています。人権が尊重され、誰もが自分らしくいきいきと暮らせる社会を実現していくためには、一人ひとりが日常生活の中でお互いに尊重し合うよう努めることが大切です。

すべての人の人権が尊重されることは、世界平和の基礎ともなります。国連において「人権という普遍的な文化」が提唱されたのは、今や地球的規模で拡大している環境問題や地域紛争などの問題を解決するためには、一人ひとりの基本的人権が保障された社会を実現し、人々が人権尊重を基本にした生き方をすることが根本であるとの考えによるものです。

これらの視点から、安芸高田市の人権施策の基本理念を、本市が目指すまちづくりの将来像「百万一心、未来へつなぐ安芸高田市」にふさわしい「一人ひとりの人権が尊重され、誰もが自分らしくいきいきと暮らせる社会の実現」とします。

そして、この基本理念の実現に向けて、人権施策が目指す具体的な方向性として、次の4点をその目標とします。

- ① 「いのち」と人間の尊厳が尊重され、個人が自己実現を目指す営みの中で新しい価値観を創造し、多様性と独創性を発揮できる、活力ある地域社会の実現

- ② 性別や、年齢、障害、社会的身分、門地、民族、国籍等にかかわらず、だれもが等しく社会に参画し、公正や平等の実現のために社会的な責任を果たす地域社会の実現
- ③ 「共生」をキーワードとして、異なる文化や歴史、生活習慣にふれあう中で、お互いが理解し合い、共に生活し、共に支え合う豊かで安心して暮らせる地域社会の実現
- ④ 地域社会にある人権に関する問題を社会全体の問題として捉え、市民はもとより、地域、学校、企業、NPO、民間団体などとの連携によって解決を目指し、相互に支え合う人権を尊重する地域社会の実現

2 基本的な展開

人権尊重の社会を築くに当っては、一人ひとりの自尊感情（※）を育て、人権感覚を磨き合うことで、権利と責任の自覚、互いの人権の尊重といった「共に生きる心」を醸成していくことが重要です。

また、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題及び外国人などにかかわる人権課題、さらに、児童虐待、配偶者などからの暴力、犯罪被害者とその家族に対する人権侵害、インターネットを通じた人権侵害、性的指向を理由とする人権侵害などの新たな人権問題に対しても理解と認識を一層深めるとともに、市民が人権に関するさまざまな問題を身近に相談できるよう、総合的な相談窓口の設置や相談機関相互の連携を図る必要があります。

安芸高田市では、互いの人権が尊重されるまちづくりのため、この基本指針に基づき、市行政のあらゆる分野で人権の尊重を基調とした施策を推進します。

そのため、人権教育・人権啓発の推進にあたっては、人権について学ぼうとする市民の意欲を引き出す工夫とともに、その意欲に積極的に応えられる学習機会の充実を図りながら、以下に重点を置いて総合的に施策を展開します。

- ① 知識や心情を学習するにとどまらず、人権感覚に支えられた行動をするための学習プログラムを設定します。さらに、女性、子ども、高齢者及び障害者等に対する社会的環境の形成を支援する学習を工夫します。
- ② 市民の人権に直接関わる市職員等が常に人権に敏感な視点をもって、それぞれの業務において適切な対応が行えるよう、各研修における人権教育を充実します。

- ③ 学校教育、社会教育及び家庭教育の推進において、子どもの自尊感情を育てる人権教育の取り組みを充実します。また、子育て支援の中でも子どもの人権についてのきめ細かな教育・啓発を行います。

学校教育においては、普遍的視点からのアプローチを大切にし、学習指導要領に基づき、教科等の学習の中で発達段階に即しながら指導します。また、子どもたち一人ひとりが大切にされる学校づくりを基盤とする中で、人権に対する正しい知識と豊かな人権感覚を培うようにします。

社会教育においては、生涯学習の視点に立って、文化施設等の社会教育施設を中心に、すべての人々の人権が真に尊重される社会の実現を目指し、人権に関する多様な学習機会の充実を図ります。

- ④ 地域における人権教育・啓発活動は、その自主性を尊重しつつ、日常生活に根ざした、より幅広い学習テーマの設定や学習方法の工夫を行い、地域における生涯学習の場となるよう取り組みます。

- ⑤ 啓発冊子・啓発紙は、広く市民に配市するものと、研修会における学習教材として活用するものなど、目的に照らした作成と活用を行います。

第4章 具体的に取り組むべき主要課題

人権尊重のまちづくりの推進にあたっては、普遍的な視点から取り組みを進めることによって各人権課題に関する理解を深め、さらには、課題の解決に向けた実践的な態度を培っていくことが大切であり、各課題に対し、次のとおり取り組みを進めていきます。

(1) 女性の人権

昭和 50（1975）年の「国際婦人年」とその翌年から 10 年間を「国連婦人の 10 年」と設定し、この取り組みは、国際的にも国内的にも男女平等社会の形成に向けて画期的な役割を果たし、女性の地位向上などが図られてきました。

わが国においても、昭和 60（1985）年に「女性差別撤廃条約」の批准や、「男女雇用機会均等法」が制定され、平成 11（1999）年に「男女共同参画社会基本法」、平成 13（2001）年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定され法整備が図られてきました。

また、平成 27（2015）年に働く女性や働きたいと希望する女性はその個性と能力を十分に発揮して活躍できる社会を実現するために「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定、平成 29（2017）年には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定されたほか令和 2（2020）年には「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」の策定が行われました。

安芸高田市においては、「男女共同参画プラン」を平成 18（2006）年 3 月に策定し、令和 4（2022）年には第 3 次プランを策定して、啓発活動等により男女共同参画社会の実現に向けての取り組みを推進しています。

一方では、女性に対する暴力は、ドメスティックハイオレンス（DV）（※）や性暴力、また、ストーカー行為やセクシュアル・ハラスメント（※）など様々な形で顕在化しており、女性の人権を侵害し、社会に深刻な影響を及ぼしています。

この背景には、固定的な性別役割分担意識などの考え方が未だ払拭されていない状況が伺えます。これらの暴力を根絶するためには、男女がお互いを尊重し、平等な人間関係を形成することが必要です。

また、その対応として性犯罪・売春防止のための啓発、セクシャルハラスメント防止に向けた研修会の実施など啓発活動を充実するとともに、配偶者等からの暴力に適切かつ迅速に対応するため、こども家庭センターや警察などの関係機関との連携を強化するなど、相談・支援体制の充実を図る必要があります。

性別に基づく差別や権利侵害の根絶及び性別による役割分担意識の是正に向けた意識変革を図る啓発を行います。

また、誰もが様々なライフイベントと両立しながら安心して働き続けるとともに、女性が仕事に対する意欲を持って、その力を発揮することができる環境づくりに向けた理解促進を図っていきます。

（２）子どもの人権

平成元（1989）年国連は、子どもの人権のために「児童の権利に関する条例」（子どもの権利条約）を採択しました。

これは、子どもたちにも基本的人権が保障されるということを国際的に定めた条約で、わが国においても「子どもの権利条約」の批准国として、すべての子どもたちの基本的人権を保障していく施策の推進が求められています。

しかしながら、現在、子どもたちの置かれている状況をみると、児童虐待の急増をはじめ、子どもに対する犯罪の多発・いじめ・不登校などの問題が深刻化しています。

こうした中、平成 12（2000）年 11 月に「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）が施行されました。

安芸高田市では、児童虐待の未然防止や早期発見を図るため、市民に対する啓発活動及び相談支援体制の充実を図り、21 世紀を担う子どもたちが健やかに成長できるよう、「安芸高田市の輝く子どもたちのために」というスローガンのもと「次世代育成支援行動計画」を策定しました。その後、平成 27（2015）年に「第 1 次安芸高田市子ども・子育て支援事業計画（第 1 次計画）」を、令和 2（2020）年には第 2

次計画を策定し、子育て支援や子どもの健全育成のため、様々な取り組みを進めてきました。

乳児保育、障害児保育、延長保育、勤務地等による他市町との広域入所事業、子育て相談、園庭開放、子育て支援センター開設などの特別保育事業をはじめとするさらなる保育サービスの拡充、また、職員の対応力の強化、保護者とのコミュニケーションの充実、事故防止や防犯などの安全対策に努めながら子どもたちがのびのびと健やかに成長できる環境づくりを推進しています。

時代が急速に変貌を遂げる中で、青少年を取り巻く環境も大きく変化し、さまざまな要因が絡み合いながら青少年の成長に深く影響を及ぼしています。青少年が成長していく過程において、豊かな人権感覚を育み社会の基礎的な規範意識を学び、家庭、学校及び地域社会において良好な人間関係を構築するなど、自主性、自律性、判断力、情操などを養うことのできる環境の充実に取り組みます。

子どもの人権を守るためには、子どもの「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」などが保障されなければなりません。そのためには、地域や家庭で、子どもの権利について理解を深めることが重要です。

児童虐待をはじめとした子どもに対する人権侵害を防ぐとともに、子どもの健やかな育成のための情報提供や啓発に取り組みます。

(3)高齢者の人権

わが国では、出生率の低下や平均寿命の伸びにより諸外国にはみられない速さで高齢化が進んでおり、21世紀半ばには、国民の3人に1人は、高齢者（65歳以上）になると予測されています。

安芸高田市においても、平成16（2004）年度末の高齢者は人口の31.3%を占めており、その後も急速に進行して、令和5（2023）年度末には人口の40.9%にまで上昇しました。

安芸高田市では、旧町において「老人保健福祉計画」、安芸たかた広域連合において「介護保険事業計画」をそれぞれ策定し、すべての高齢者を対象とした保健福祉全般にわたる事業を推進してきました。

そうした中、平成11（1999）年10月に「地域福祉権利擁護事業」がスタートし、また、平成13（2001）年4月から「成年後見制度利用支援事業」が進められています。

さらに、平成17（2005）年度末には高齢者の人権尊重を基本理念として位置づけた「安芸高田市高齢者保健福祉計画・第3期介護保険事業計画」を策定し、第9期計画の策定まで至っています。

今後は、心身の機能の衰えなどから介護が必要になった高齢者やその家族に対する支援を行います。高齢者自身が身体的・精神的・社会的に自立し、長年培ってき

た知識や経験・技能等を生かした積極的な社会参加を促進するとともに、高齢者が尊重される環境づくりのための教育・啓発に取り組んでいくことが重要です。介護を要する高齢者が増えているのも事実ですが、一方で、働く意欲と能力を持ち地域社会の中で活躍している高齢者も数多くおられます。高齢者の身体的・精神的な状態は個人差が大きく、年齢で一律に見ることは適切ではありません。高齢者は「社会的弱者」といった画一的な見方を払拭し、同齢者に対する理解を深めていくために、世代間交流の機会をつくりだしていくことも重要です。

高齢者が生き生きと活躍できる環境づくりや、自分の尊厳を保ちつつ安心して暮らしていけるよう、認知症や虐待等に関する正しい知識や権利擁護に関して普及啓発に取り組めます。

(4)障害者の人権

昭和 56 (1981) 年の「国際障害者年」を契機として、世界的に障害者の「完全参加と平等」の実現を目指した取り組みが進められ、わが国においても、平成 7 (1995) 年に「障害者プラン~ノーマライゼーション(※)7 ヶ年戦略~」が策定され、障害者施策の総合的かつ計画的な実施が図られています。また、平成 18 (2006) 年に国際連合が採択した「障害者権利条約」の締結に向けて、翌年に署名し、平成 23 (2011) 年 8 月には「障害者基本法」の改正や平成 24 (2012) 年 10 月には「障害者虐待防止法」の施行、平成 25 (2013) 年 6 月には「障害者差別解消法」の成立及び「障害者雇用促進法」の改正といった国内法の整備が進められ、平成 26 (2014) 年 1 月に同条約が批准されました。

特に「障害者差別解消法」では、障がいのある人に対して不当な差別的取扱いをすることで権利利益を侵害することを禁止し、また社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることなどが規定されました。そして、令和 6 (2024) 年 4 月 1 日に改正障害者差別解消法が施行され、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が法的義務化されました。

さらに、平成 25 (2013) 年 4 月に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (障害者総合支援法)」では、制度の谷間のない支援提供や、法に基づく支援が、地域社会における共生や社会的障壁の除去に資することを目的とする基本理念を掲げるなど、国の障害者制度の動向を加味したさらなる障害者施策の展開が求められています。

安芸高田市では、合併前の安芸たかた広域連合において「高田郡障害者プラン」を策定し、障害者施策をリハビリテーション(※)とノーマライゼーションの理念のもとに、雇用・就労及び社会参加の促進、保健・医療の充実及び文化活動など、総合的かつ計画的に推進してきました。中でも中山間地域モデル事業により障害者に

かかる施策を展開するとともに、施設整備やディサービスの実施など課題解決に努めてきました。

平成 19（2007）年 3 月に「安芸高田市障害福祉計画（第 1 期）」を策定し、平成 22（2010）年 3 月に「安芸高田市障がい者プラン（第 1 次）」を、平成 30（2018）年 3 月には「安芸高田市障害児福祉計画（第 1 期）」を策定し、「一わがまちで・ともに・じぶんらしく一輝いて暮らす安芸高田」を基本理念とし、福祉・保健・生活支援・教育・雇用等の幅広い分野から、障害福祉を総合的に推進してきました。令和 6（2024）年 3 月に、「安芸高田市障害福祉計画（第 7 期）」「安芸高田市障害児福祉計画（第 3 期）」を策定し、社会福祉の基礎構造改革に伴う支援費制度の導入など、障害者を取り巻く環境の大きな変化に的確に対応するため、障害者の社会参加の促進や自立を支援する施策のさらなる展開を図っています。

障害者の人権に関する問題としては、障害者が日常生活又は社会生活を営む上では、いまだ様々な障壁があり、不自由、不利益又は困難な状態におかれています。さらに、障害や障害者に対する誤った認識や偏見から生じる差別も依然として存在しています。このため、差別や偏見等を取り除き、障害者が人間としての尊厳を傷つけられることがないように、障害者について十分な理解の促進が求められています。

障害や障害者に関する正しい知識を啓発するとともに、障害者が社会を構成する一員として参加するための機会確保に向けた広報・啓発に取り組めます。

（５）同和問題

同和問題は、日本社会の歴史的な発展過程において形成された身分階層構造に基づく差別であり、日本国憲法の基本的人権に関わるわが国固有の人権問題です。

昭和 40（1965）年 8 月の「同和対策審議会答申」において、同和問題の解決は、国の責務であると同時に国民的課題であると指摘しており、この問題を解決するために、昭和 44（1969）年から「同和対策事業特別措置法」に基づき諸施策を講じてきました。この結果、生活環境の改善をはじめとする物的な整備については、着実に改善されてきたことから、平成 14（2002）年 3 月の「地域改善対策特別事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の失効に伴い、以後一般対策によって対応することになりました。

しかし、現状では教育、就労、福祉等の分野での課題がみられるとともに、差別意識の解消が充分進んでいない実態もあるなど、依然として課題が残っています。このようなことから、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」では、同和問題を重要な人権問題の一つとして取り上げています。

こうした中、平成 28（2016）年には部落差別のない社会の実現を目的とする「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」を策定しました。国及び

地方公共団体は、同法第3条の規定に基づき、地域の実情に応じた相談体制の充実、教育及び啓発を行うよう努めることとされています。

安芸高田市としては、これまでの成果等を踏まえ、国において平成9（1997）年7月策定された「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」や平成12（2000）年12月施行の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」などに基づき、人権教育・人権啓発のさまざまな活動を積極的に取り組んできました。

しかし、結婚や就職等における差別意識が存在しているほか、個人を誹謗・中傷する差別的な言動や誤った情報がインターネット上で書き込まれるなどの事案が依然として発生しています。

同和問題は根拠のない不合理な差別であるという正しい知識と理解を深めるための人権啓発が重要です。同和地区出身者であることなどを理由とした差別等を防止するため、同和問題に対する正しい理解と認識を深めるための啓発活動に取り組めます。

（6）アイヌの人々の人権

アイヌの人々は、古くから北海道を中心にサハリン、千島列島などに住んでいたといわれています。

明治維新以降は、政府による大々的「同化政策」が行われ、これによってアイヌの人々の独自の文化や伝統などが失われ、民族としての誇りを奪われる結果を招きました。

その後、アイヌの人々を中心に民族の誇りを取り戻す動きが起こり、時代と共に発展して、平成9（1997）年5月にそれまでアイヌの人々の生活などを規定していた「北海道旧土人保護法」が廃止され、平成9（1997）年7月「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が制定されました。さらに、アイヌの人々が民族として誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会を実現することを目的として、令和元（2019）年に「アイヌ施策推進法」が施行されました。

しかし、未だアイヌの人々に対する正しい理解がなされず、さまざまな偏見や差別が残っていることから、アイヌの人々の民族としての歴史、文化、伝統及び現状に関する認識と理解を深め、アイヌの人々の人権が尊重されるよう啓発を推進しなくてはなりません。

地理的な関係等から、アイヌの人々について理解や知識を深める機会が十分あるとはいえない状況にあるため、人権啓発のイベントの場や人権啓発冊子配布等の機会を活用し、アイヌの人々に対する理解を深め、偏見や差別をなくすための歴史や

文化を含めた正しい知識の啓発に取り組みます。

(7)外国人の人権

近年の国際化を反映して、在留する外国人は急増しており、安芸高田市においても、令和 6（2024）年 1 月までの過去 10 年間で約 1.9 倍に増加しています。

日本国憲法は、権利の性質上、日本国民のみを対象としていると解されるものを除き、わが国に在留する外国人についても等しく基本的人権の享有を保障しており、国籍や民族を問わず誰もが暮らしやすい生活環境の整備や地域社会へ参加できる環境整備が進められています。

国では、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチであるとして社会的に関心を集めたことから、平成 28（2016）年に「ヘイトスピーチ解消法」が施行されました。また、平成 29（2017）年 11 月には「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（技能実習法）」が施行されるとともに、平成 31（2019）年 4 月に「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が施行され「特定技能」が創設されました。全国的に外国人労働者の本格的な受け入れが開始され、外国人数は令和元（2019）年まで増加傾向で推移してきました。

しかし、現実には、わが国の歴史的経緯に起因する在日韓国・朝鮮人等をめぐる問題をはじめ、外国人に対する就労差別や入居・入店拒否など様々な人権問題が発生しており、その背景には、他国の言語、宗教、習慣等への理解不足からくる外国人に対する偏見や差別意識の存在があげられます。こうした偏見や差別意識を解消し、外国の文化や多様性を受け入れ一人ひとりの人権が尊重されるよう啓発を推進しなくてはなりません。

安芸高田市では、平成 25（2013）年 3 月に「安芸高田市多文化共生推進プラン（第 1 次プラン）」を策定し、「外国人市民と日本人市民が互いの違いを認め合い支え合うまちづくり」を基本理念に、居住している外国人が安心して生活できるよう異なる文化、生活習慣、価値観などへの理解を深める啓発を行ってきました。

さらに、第 2 次プランを策定して、外国人の方々が住民の一員であるという視点に立ち、同じ地域の構成員として、対等の関係を築きながら、社会参加を促す仕組みづくりを目指して、外国籍市民相談窓口の設置など事業を進めてきました。

国籍や文化、民族による偏見や差別をなくすため、地域における多様性を認め、尊重する地域となるよう啓発に取り組みます。

(8) 感染症患者等の人権

感染症についての正しい知識が、十分に理解され普及しているとはいえず、医学的に不正確な情報や思い込みによる過度の危機意識の結果、HIV 感染者（※）等に対する偏見や差別意識が生まれ様々な人権問題が生じています。

これらの感染症の患者や回復者などが、周囲の人々の誤った知識や偏見などにより、日常生活、職場、医療現場などで差別やプライバシー侵害を受ける問題が起きている。また、ストレス社会と言われる近年では、精神を患う人が急激に増え、仕事や家庭生活を送る上での支障となっています。

令和2（2020）年に流行した新型コロナウイルス感染症については、先の見えない不安や恐怖などから、感染者や医療従事者、さらにその家族や勤務先、近隣住民などに対する不当な差別や偏見などが社会問題となりました。

国は、令和3（2021）年2月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の一部を改正し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって引き起こされる、差別の防止に係る相談支援や啓発など、国及び地方公共団体の責務を定めました。

感染症については、まず、予防及び治療といった医学的な対応が不可欠であることは言うまでもありませんが、感染者等に対する偏見や差別意識の解消など、人権に関する配慮が欠かせません。

感染者等の人権が守られ、安心して日常生活を営むことができる社会を実現していくためには、正しい知識を普及し理解を促進して偏見や差別を取り除いていかなければなりません。

特定の感染症に係わらず一人ひとりが感染症について正しい知識を持ち、思いやりと良識ある行動が行えるよう啓発に取り組みます。

(9) ハンセン病患者等の人権

ハンセン病(※)は、らい菌による感染症で、長期にわたり大量の菌と接触することによりはじめて感染が起きますが、感染しても発病に至ることは稀です。現在では治療法が確立し、薬により確実に治る病気となっています。昭和6(1931)年の「らい予防法」により患者を療養所へ隔離する政策がとられ、患者や家族は厳しい偏見や差別を受けてきました。平成8(1996)年に法律が廃止され、強制隔離が終わった後も入所者の多くは長年にわたる隔離により家族や親族などとの関係が断絶し、自身の高齢化等もあり、病気が完治していても社会復帰は困難で、ほとんどの人が療養所で生涯を過ごさざるを得ない状況にあります。また、元患者や家族等は、長年にわたり多大な苦痛と苦難を強いられてきたにもかかわらず、解決に向けた取組はなされませんでした。

国は、平成13（2001）年5月の「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」の判決を受け、ハンセン病の元患者等に謝罪し、同年6月には、元患者等の名誉回復及び福祉

増進を図ることを目的とした「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」を施行しました。さらに、令和元(2019)年6月の「ハンセン病家族訴訟」の判決を受けて、国は入所者・社会復帰者の家族に謝罪し、同年11月には家族への補償を目的とした「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」を施行し、併せて「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」を改正、家族の名誉回復やその境遇を踏まえた普及啓発に取り組むこととしています。

ハンセン病に関する正しい知識や認識を深め、不当な差別や偏見の解消を図るため、あらゆる機会を通じて正しい知識の普及・啓発に取り組めます。

(10)刑を終えて出所した人の人権

刑を終えて出所した人に対しては、本人に真剣な更生の意欲がある場合であっても、社会意識のなかに根強い偏見や差別意識があり、就職に際しての差別や、住居等の確保の困難など、社会復帰を目指す人たちにとっては極めて厳しい現実があります。

国では、平成28年度に「再犯防止推進法」が施行され、犯罪をした人等の円滑な社会復帰を促進する等、再犯防止施策を推進することとされ、同法に基づく「再犯防止推進計画」が推進されています。

刑を終えて出所した人が真に更生し、社会の一員として円滑な市民生活を営むことができるようにするためには、本人の更生意欲はもちろんのこと家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が欠かせないことから、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消し、その社会復帰を支援するための寛容で受容できる社会意識を醸成する啓発活動の推進が必要です。

刑を終えて出所した人に対する不安感や抵抗感を軽減し、そうした人の社会復帰を進めるための啓発に取り組めます。

(11)犯罪被害者等の人権

犯罪被害者やその家族は、犯罪行為による直接的な被害のみならず、マスメディアによる行き過ぎた犯罪報道等によるプライバシー侵害や名誉毀損、過剰な取材による私生活の平穏の侵害など様々な二次的被害に直面しています。

また、捜査活動や、裁判などに伴い精神的・経済的負担にもさらされています。そのため、犯罪被害者の権利を明文化し、その支援を国・地方公共団体及び国民の責務と位置づけた「犯罪被害者等基本法」が平成16(2004)年12月に公布されました。その後、平成30(2018)年に「犯給法施行令」等が改正され、支給制限の緩和や給付金額の増額等が図られました。

このような法制上の動きに呼応して、市民一人ひとりが、犯罪被害者やその家族

の置かれた状況を正しく理解し、人権尊重の視点にたって接することができるよう、人権啓発を進める必要があります。

安芸高田市では、平成 29（2017）年 3 月に犯罪被害者等のための支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする「安芸高田市犯罪被害者等支援条例」を制定しました。犯罪被害者等の尊厳が重んじられ、理解を深めるための啓発に取り組めます。

(12)インターネットによる人権侵害

パソコンやスマートフォンなどの普及により、子どもから高齢者まで幅広い年齢層がインターネットを利用して、情報収集や発信、コミュニケーションを活発に行うようになりました。しかし、インターネットを悪用し、個人に対する誹謗中傷や侮辱、差別的な内容の書き込み、特定の個人のプライバシーに関する情報の無断掲示や差別を助長する表現の掲載などの人権侵害が社会問題となっています。

また、性的な画像等をその撮影対象者の同意なく、インターネット上に拡散する行為であるリベンジポルノが社会問題となっていることを受け、国において平成 26（2014）年に「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（リベンジポルノ防止法）」を施行し、その被害の発生・拡大の防止に取り組んでいます。

憲法に保障された表現の自由に十分配慮すべきことは当然ですが、他人の人権を侵害しないように個人のプライバシーや名誉の保護に関する正しい理解を深めるための啓発を行なう必要があります。

インターネットによる適切な情報提供や管理に努めるとともに、様々な機会を通じて啓発に取り組めます。

(13)北朝鮮当局による拉致問題等

北朝鮮当局による日本人拉致問題は重大な人権侵害であり、平成 18（2006）年には国や地方公共団体の責務として拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとする「北朝鮮人権侵害対処法」が施行されました。現在においてもこの問題は解決されておらず、長年にわたり拉致被害者等への人権侵害は続いています。

拉致問題を早期に解決するため、拉致問題に関する幅広い国民世論の形成を行っていかねばなりません。この問題が、在日韓国人・朝鮮人等への差別につながることはないよう、意識啓発等の取り組みが求められています。北朝鮮当局による拉致問題等についての関心と認識を深めるための啓発に取り組めます。

(14)ホームレスの人権

経済・雇用情勢など倒産や失業、病気・けが・高齢など様々な要因が複合的に重なり合うことにより、ホームレス（路上生活者）やホームレスとなることを余儀なくされるおそれがある人など、健康で文化的な生活を送ることができない人々がいます。また、ホームレスに対する偏見や差別意識から、嫌がらせや暴行事件など、人権侵害も起きています。

この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要であり、人権問題としての啓発に取り組みます。

(15)性的マイノリティの人権

性的マイノリティとは、性的指向や性自認などの様々な性のあり方において少数派の立場にある人のことを言います。「L G B T」という言葉の認知度の急速な高まりを受け、社会全体に性的指向や性自認を理由とする偏見や差別等は不当であるという認識は広がりつつあるものの、依然として同意のない性的指向・性自認の暴露（アウティング）が起きるなど、地域や職場、学校など様々な場面で、周囲の無理解・偏見等によるハラスメントや差別的な取り扱い等が起きています。当事者が抱える困難や生きづらさが解消されるよう、地域社会や職場等での理解を深める取り組みが必要です。

国では、令和 5（2023）年 6 月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されました。ここでは、基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念の通り、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならないとの基本理念が定められました。

性的マイノリティは、少数派であるがために社会生活に支障をきたしたり、周囲の心ない好奇の目にさらされたり、偏見や差別が後を絶たないのが現状です。性的指向・性自認に関する正しい情報の提供や多様性を認め合う意識の醸成に向けた啓発に取り組みます。

(16)人身取引

人身取引（性的サービスや労働の強要等）は重大な犯罪であるとともに、基本的人権を侵害する深刻な問題です。人身取引はその被害者に対して深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらします。また、人身取引はしばしば国境を越えて行われる深刻な犯罪であり、人身取引の防止・対策の強化は国際社会が取り組むべき共通の課題でもあります。

国は、人身取引対策に関する関係省庁連絡会議を設置し、人身取引の撲滅と防止、被害者の保護に向け、平成 26（2014）年 12 月、令和 2（2020）年に「人身取引対策行動計画」を策定し、人身取引対策に係る情勢への適切な対処、総合的かつ包括的な人身取引対策などにより、人身取引の根絶を目指すこととしました。

人権問題についての正しい理解と認識を深めるため、関係機関等と連携しながら、様々な視点から差別事象を捉えることができる啓発に取り組みます。

(17)震災等の災害に起因する人権問題

平成 23（2011）年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、原子力発電所の被災による放射性物質漏れなど、東北地方を中心に多大な被害をもたらしました。また、平成 28（2016）年熊本地震や令和 2 年 7 月豪雨など、日本では深刻な被害をもたらす災害が頻発しています。

震災等の大きな災害の発生時において、不確かな情報に基づいて他人を不当に取り扱ったり、偏見や差別を助長するような情報を発信したりするなどの行動をとることは、重大な人権侵害になり得るだけでなく、避難や復興の妨げにもなりかねません。正しい情報と冷静な判断に基づき、一人ひとりが思いやりの心を持った行動をとれるよう呼び掛けていくことが必要です。

また、避難生活においてはプライバシーが守られにくいことのほかに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人、性的少数者、女性などに対する十分な配慮が行き届かないことなどの人権課題が顕在化します。

正確な情報伝達や物資の配給などをはじめ、被災者の人権を守ることにについて、一段と意識を高め、人権に配慮した行動を啓発する取り組みをします。

(18)その他の人権問題

そのほかにも、時代の情勢に関連する人権問題や新たに生起する人権の課題についても、それぞれの状況に応じて、効果的・効率的に理解を深めてもらうような取り組みを進めていきます。

第 5 章 基本指針の推進

1 総合的かつ効果的な推進体制

これまで、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題などそれぞれの課題毎に施策を講じてきましたが、人権問題はそれぞれの課題が複雑に絡み合い個別的な対応だけでは十分成果を得られないことも多くあります。あらゆる行政分野の連携によって、総合的で、実効性のある施策を実施する必要があることから、全庁的な人権施策推進体制として人権施策推進会議及び人権委員会を組織し、人権施策の効果的な推進を図ります。

また、人権啓発施策を効果的に展開するために、市民や企業、N P O、民間団体等と行政がそれぞれの役割を分担し協働することが必要です。

2 人権尊重のまちづくり事業の充実

市民一人ひとりに人権尊重の理念の普及・定着を図るために幅広い各種の啓発事業を総合的に実施し、事業所の職員研修の推進についても積極的に支援します。

人権に関する諸問題に適切に対応できるよう、国や県の専門的な相談機関や人権擁護委員などとの連携を強化し、人権に関する情報の収集・提供に努めるとともに、人権福祉センター等での総合的な相談体制の整備を図ります。

3 職員等の人権意識の向上

職員は、それぞれの職務を遂行するうえで、市民の人権に深く関することが多くあります。また、地域においては、様々な活動を通じて人権啓発の指導的役割を担うことが求められています。こうしたことから、職員の人権意識の確立が重要課題であり、職場や地域の活動を通じて積極的な人権意識を持った職員を養成していかなければなりません。そのため、職員に対しては、体系的な研修と日常の業務に即した研修を併せ実施し、人権感覚に富んだまちづくりの担い手として、職員の育成に努めます。

さらに、国及び県の人権教育・啓発に関する基本計画等にも示されているように、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者は、特に人権尊重の視点から職務を遂行する必要があり、教職員、医療・保健・福祉関係者等に対し、国及び県と連携し、それぞれの関係機関における研修等の取り組みを推進します。

用語解説

※ NPO

行政、企業とは別に、社会的活動を行なう非営利の民間組織をいう。

※ 自尊感情

「自分がかげがえのない大事な存在だ」という気持ちのこと。自分を否定するのではなく、肯定的に認め、自分らしさに自信を持ち、自分を価値あるものとして思え、誇りと自信をもって生きていける基本となる感情。

※ ドメスティックバイオレンス（DV）

夫やパートナーなどからの身体的、経済的、性的、精神的暴力などをいう。

※ セクシュアル・ハラスメント

他の者の意に反する性的言動によって、他の者を不快にしたり、肉体的・精神的な苦痛や困惑などをえること

※ ノーマライゼーション

障害者を特別視するのではなく、地域社会の中で普通の生活を保障することであり、障害を持つ人と持たない人が共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方。

※ リハビリテーション

障害を持つ人が心身の障害を克服し、日常生活と社会に適応していく過程で行なわれる援助活動をいう。単なる「運動機能回復訓練」と狭く捉えるのではなく、医学、教育、職業、社会福祉などの分野が共同して「人間らしく生きる権利の回復」（全人間的復権）の目的に向けた取り組みが必要となっている。

※ HIV 感染者

HIV（ヒト免疫不全ウイルス）に感染した人のことを HIV 感染者という。HIV に感染した結果、免疫機能が破壊されて免疫不全状態となり日和見感染症などを発病することがある。HIV 感染症は、その感染経路が特定されているうえ、感染力もそれほど強いものではないことから、正しい知識に基づいて日常生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はない。

※ 「ハンセン病」

らい菌による慢性の細菌感染症。

感染力は、極めて弱く、1940 年代にアメリカで治療薬「プロミン」が開発され、治療法の研究が進み、仮に発病しても通院治療で直り完治する。

【資料】

日本国憲法(抄)

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

日本国憲法（抄）

昭和 21 年 11 月 3 日公布

昭和 22 年 5 月 3 日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法はかかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

（略）

第 3 章 国民の権利及び義務

第 10 条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第 11 条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第 12 条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第 13 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第 14 条 すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受けるものの一代に限り、その効力を有する。

第 15 条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第 16 条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第 17 条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第 18 条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第 19 条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第 20 条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第 21 条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第 22 条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第 23 条 学問の自由は、これを保障する。

第 24 条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定されなければならない。

第 25 条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第 26 条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第 27 条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第 28 条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第 29 条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律(民法第一編)でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第 30 条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第 31 条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第 32 条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第 33 条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第 34 条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第 35 条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第 36 条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁止する。

第 37 条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第 38 条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第 39 条 何人も、実行の時に適法であった行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第 40 条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

(略)

第 10 章 最高法規

第 97 条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

(略)

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12 年 12 月 6 日 公布・施行

(法律第 147 号)

(目的)

第 1 条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第 3 条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第 4 条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 6 条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第 7 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第 8 条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第 9 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公市の日から施行する。ただし、第 8 条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第 2 条 この法律は、この法律の施行の日から 3 年以内に、人権擁護施策推進法(平成 8 年法律第 120 号)第 3 条第 2 項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。